堺市公報 第244号

*** 堺市公報

令和4年12月2日発行

発行

堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	
【建築都市局住宅部住宅管理課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
<告示>	
○住居表示の街区の区域の変更について	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
<公告>	
○南部大阪都市計画区域区分の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
○南部大阪都市計画用途地域の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
○南部大阪都市計画特別用途地区の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
○南部大阪都市計画高度地区の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
○南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
○南部大阪都市計画公園の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
○建築基準法第72条第1項の規定に基づく公開による意見の聴取の開催における公	
告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	

	堺市公報	第244号	令和4年12月2日
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…			14
<上下水道局公告>			
○堺市上下水道局飲料自動販売機設置に係ん	る土地の貸付	けの一般競争	予 入札の実施に
ついて			
【上下水道局サービス推進部事業サポー	ト課】		14
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づ	く指定給水装	置工事事業を	皆の廃止につい
7			
【上下水道局サービス推進部給排水設備	課】 · · · · · · ·		19
<農業委員会告示>			
○農業委員会総会の招集について			
【農業委員会事務局】 · · · · · · · · · ·			19

規則

堺市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第88号

Γ

堺市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

堺市営住宅条例施行規則(平成9年規則第70号)の一部を次のように改正する。 第13条中「市営住宅使用料納入通知書」を「堺市営住宅使用料納入通知書」に改める。 別表第1中

浅香山住宅	堺市堺区浅香山町1丁	
	堺市堺区浅香山町2丁	を
	堺市堺区今池町6丁	

Γ

		_
浅香山住宅	堺市堺区浅香山町1丁	にみみ
	堺市堺区浅香山町2丁	に改め、
•	•	•

同表新在家住宅の項、泉ヶ丘住宅の項、登美丘住宅の項及び日置荘住宅の項を削る。

別表第3新在家住宅駐車場の項を削り、同表万崎住宅駐車場の項を次のように改める。

万崎住宅A・B・C・D棟駐車場	堺市西区草部
万崎住宅1・2・3棟駐車場	堺市西区草部
万崎住宅9・10・11棟駐車場	堺市西区草部

別表第4新在家住宅駐車場の項を削り、同表万崎住宅駐車場の項を次のように改める。

万崎住宅A・B・C・D棟駐車場	7,000円	
万崎住宅1・2・3棟駐車場	5,000円	4,000円
万崎住宅9・10・11棟駐車場	5,000円	4,000円

様式目次中「市営住宅使用料納入通知書」を「堺市営住宅使用料納入通知書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3万崎住宅駐車場の項及び別表第4万崎住宅駐車場の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第397号

堺市住居表示条例(昭和39年条例第23号)第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

令和4年12月2日

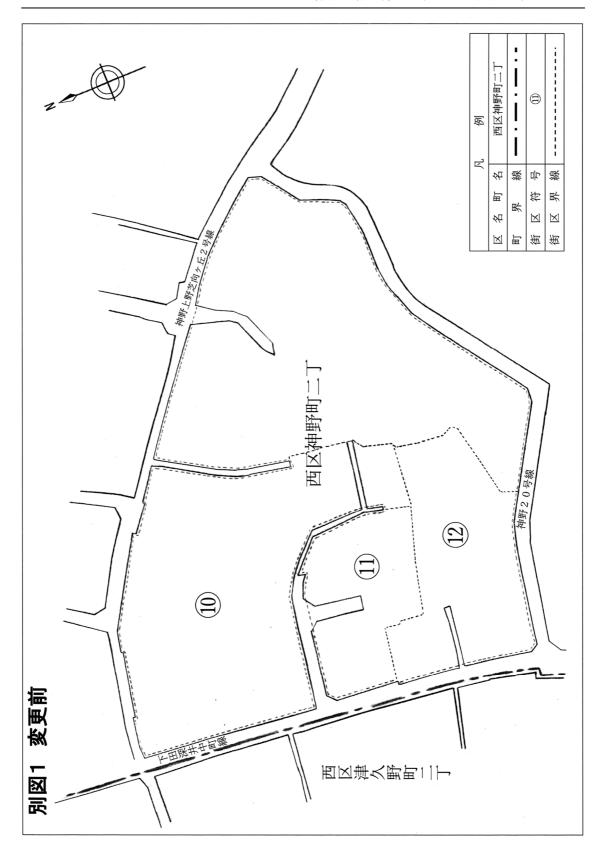
堺市長 永 藤 英 機

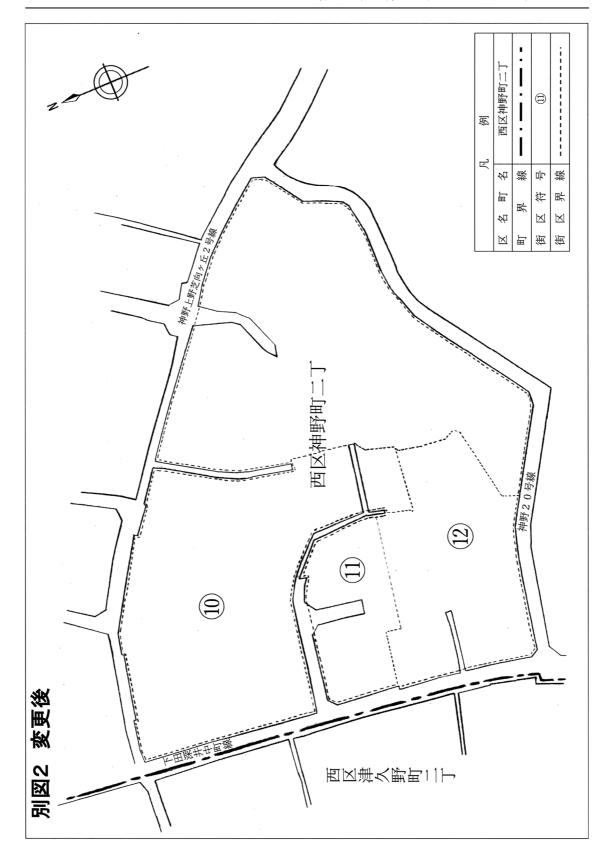
1 区名及び町名 西区神野町二丁

- 2 実施期日 令和4年12月2日
- 3 変更内容 住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
西区神野町二丁	11	街区の区域の変更	別図1変更前及び
西区神野町二丁	12	街区の区域の変更	別図2変更後参照





公 告

堺市公告第651号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 都市計画の種類
 区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 堺市
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建築都市局都市計画部都市計画課
 - (2) 縦覧期間 令和4年12月2日から同月16日まで
- 4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地:〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話:072-228-8398

^^^^^

堺市公告第652号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、 縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 都市計画の種類用途地域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 堺市
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建築都市局都市計画部都市計画課
 - (2) 縦覧期間 令和4年12月2日から同月16日まで
- 4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地:〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話:072-228-8398

堺市公告第653号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19

条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画特別用途地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、 縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 都市計画の種類 特別用途地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 堺市
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建築都市局都市計画部都市計画課
 - (2) 縦覧期間 令和4年12月2日から同月16日まで
- 4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地: 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話:072-228-8398

堺市公告第654号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画高度地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。 当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、 縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画の種類 高度地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 堺市
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建築都市局都市計画部都市計画課
 - (2) 縦覧期間 令和4年12月2日から同月16日まで
- 4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地:〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話:072-228-8398

^

堺市公告第655号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、 縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。 令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 都市計画の種類
 防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 堺市
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建築都市局都市計画部都市計画課
 - (2) 縦覧期間 令和4年12月2日から同月16日まで
- 4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地:〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話:072-228-8398

堺市公告第656号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画公園を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の種類

公園

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 変更する土地の区域

水賀池公園

堺市中区深井水池町地内

(2) 廃止する土地の区域

水賀池公園

堺市中区深井沢町地内

- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和4年12月2日から同月16日まで

4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地: 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話:072-228-8398

堺市公告第657号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第72条第1項の規定により公開による意見の聴取を行うため、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

1	日時	令和4年12月10日(土曜日) 午前10時から
2	場所	鳳サンタウン集会所 堺市西区上670番102
3	申請内容	建築基準法第70条第1項の規定による建築協定の認可について
4	建築協定名称	鳳駅南地区建築協定

堺市公告第658号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域 堺市美原区小平尾422番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府堺市美原区小平尾218番地 脇田 勝子

堺市公告第659号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
 - 堺市東区日置荘北町三丁299番1から299番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府堺市東区日置荘西町六丁6番2号 有限会社栄和地所 代表取締役 片岡 富信

^^~~~

堺市公告第660号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
 - 堺市西区上608番31及び608番34から608番39まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号 株式会社サンユー都市開発 代表取締役 松永 泰成

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第170号

堺市上下水道局飲料自動販売機設置に係る土地の貸付けを一般競争入札に付すので、堺

市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)第3条により準用する堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第8条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

堺市上下水道事業管理者 出 耒 明 彦

1 契約事務担当課

〒591−8505

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

上下水道局サービス推進部事業サポート課

電 話 072-250-9131

FAX 072-250-9146

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

堺市上下水道局飲料自動販売機設置業者募集

(2) 貸付物件

物件 番号	施設名	所在地	設置場所	台数	自動販売機の 外形寸法
1	家原寺配水場	堺市西区家原寺町 2丁21番1号	事務所西側 (屋外)	1台	幅 1.2m以内 奥行 0.8m以内
2	泉北水再生センター	堺市中区八田西町 1丁2番1	送風機室2系 ブロワ棟西側 (屋外)	1台	幅 1.2m以内 奥行 0.8m以内

(3) 貸付面積

自動販売機(以下「自販機」という。)と容器回収ボックスの設置合計面積とする。 ただし、転倒防止板を除く。

(4) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(自販機の設置及び撤去に要する期間は、貸付期間に含む。)とする。ただし、借受人から契約更新の申出があり、本市が更新を行って支障がないと判断した場合は、令和10年3月31日までを限度とし、1回に限り更新ができる。なお、物件番号1については、既存設置分の貸付期間終了に伴い募集するものである。

(5) 貸付料の計算方法

貸付料は、自販機の四半期(3か月)ごとの売上実績高に入札で決定した納付率を

乗じて得た額(円未満は切捨て)とする。

(6) 入札方式

売上高に応じて納める貸付料の納付率(最低15%以上)により、一般競争入札(紙 入札)で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 応募の日から過去2年間において、国又は地方公共団体の管理施設(指定管理施設、 外郭団体が管理する施設その他の国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。) に自らが管理運営する自販機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行って いること。
- (2) 設置業者自らが自販機を設置し、継続して運営する資力、能力及び信頼性を有すること。
- (3) 入札参加申込締切日から、開札後、入札参加資格審査を行うまでの間、次のアから カまでに該当しないこと。
 - ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法人税(個人にあっては所得税)又は消費税若しくは地方消費税の滞納がある者
 - ウ (本市に市税を納める義務のある者にあっては)市税の滞納がある者 ※本市が課している市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、 特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税がある。
 - エ 本市上下水道料金の滞納がある者 ※ここでいう上下水道料金とは、水道料金及び下水道使用料のことをいう。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則(平成24年規則第108 号)第3条各号に規定する者に該当すると認められる者
 - カ 本市入札事務に関して資格停止となっている者
- 4 入札関係書類の配布

本入札に参加する者は、次のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

- (1) 配布期間
 - 令和4年12月2日(金)から同月20日(火)まで
- (2) 配布方法

堺市上下水道局ホームページからダウンロード アドレス https://water.city.sakai.lg.jp/

5 入札参加の申込み

本入札に参加を希望する者は、次のとおり、「入札参加申込書」等の必要書類を提出 しなければならない。なお、「入札参加申込書」等の様式については前記4のとおり配 布する。

- (1) 入札参加申込みにおける提出書類
 - ア 入札参加申込書【所定様式】
 - イ 事業者概要(会社等のパンフレットでも可。形式は問わない。配送する営業所等 の位置図必要)
 - ウ 住民票の写し又は登記事項証明書(書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限 る。)
 - (ア) 個人の場合:住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの)
 - (イ) 法人の場合:登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)
 - エ 印鑑(登録)証明書(書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限る。)
 - オ 国税の納税証明書(未納の税額がないことの証明、書類提出時点で発行後3か月 以内の原本に限る。)
 - (ア) 個人の場合:申告所得税と消費税及び地方消費税について(その3の2)
 - (4) 法人の場合:法人税と消費税及び地方消費税について(その3の3)
 - カ 堺市税納付状況確認同意書【所定様式】(市外在住の場合も必要)
 - キ 飲料自動販売機設置実績報告書【所定様式】

(自販機設置に係る行政財産目的外使用許可書又は契約書等の写しを添付)

- ク 誓約書【所定様式】(法人の場合、申込み後新たな役員が就任した際は再提出が 必要。貸付期間中に新たに役員が就任した場合も同様とする。)
- ケ 設置する自販機のカタログ(外形寸法、年間消費電力量及びヒートポンプ式であることが確認できるもの)
- コ 入札書【所定様式】
 - (ア) 封筒に入れた後、全ての継目部分(封筒によって異なる。) に割印すること。
 - (イ) 最低納付率15%以上を記入すること。
- ※本市調達課の名簿登録をしている事業者(以下「登録事業者」という。)については、ウ、エ、オ及びカは不要。ただし、登録事業者の登録内容と申込内容が異なる (代表取締役の名称が異なる等)場合は、全ての提出書類が必要となるので、注意すること。
- (2) 受付期間

令和4年12月16日(金)から同月20日(火)まで

- (3) 提出場所 前記1の契約事務担当課
- (4) 提出方法

上記受付期間内の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで(ただ

し、土曜日及び日曜日を除く。)に簡易書留による郵送又は直接持参すること。

6 入札手続等

(1) 入札方法

入札参加受付期間中に、入札書を入れた封筒を、前記1の契約事務担当課に簡易書留による郵送又は直接持参する方法

- (2) 受付期間
 - 5(2)と同じ
- (3) 入札書に記載する率

入札は納付率(売上高に対する貸付料の率)で行う。最低納付率(15%)以上を記入すること。

- (4) 入札保証金に関する事項 免除とする。
- (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札した納付率が最低納付率に達しないとき。
- イ 納付率を改ざんし、又は訂正したとき。
- ウ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- エ 入札書に記名押印がないとき。
- オ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- カー入札の資格がない者が入札したとき。
- キ 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強 いとき。
- ク その他入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 開札
 - アー目時

令和4年12月23日(金)

物件番号1 午前10時00分

物件番号2 午前10時20分

イ 場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局本庁舎本館 5 階 災害対策会議室 B

- (7) 落札者の決定方法
 - ア 本市が定める最低納付率(15%)以上で、最高の納付率をもって入札した者を、 落札候補者と決定する。
 - イ 落札候補者となるべき同一の納付率の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該

入札者又は入札者から委任された者によりくじ引きで落札候補者を決定する。この 場合、開札場所に入札者及び入札者に委任された者がいないとき又はくじを引かな い者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市の職員がくじを引く。

- ウ 落札候補者の決定後、本市において落札候補者の入札参加資格審査を行い、その 結果、入札参加資格を満たすと認められた場合は落札者と決定し、その旨を電話で 連絡し、落札決定通知書を渡す。
- エ 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認められた場合は 次順位者の審査を行い、落札者が決定するまで同様の審査を繰り返すものとする。

堺市上下水道局公告第171号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、 堺市指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局管理規程第6号)第7条第3号の規 定により、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

堺市上下水道事業管理者 出 耒 明 彦

指 定 番 号 第1047号

廃止年月日 令和4年11月11日

事業者の名称 辻 邦一

事業者の住所 富田林市錦織北2丁目3番3号

事業所の名称 辻工業

事業所の所在地 富田林市錦織北2丁目3番3号

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第12号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則(昭和38年農業委員会

規則第3号)第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月2日

堺市農業委員会 会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和4年12月8日(木)午後1時30分

「場所〕

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法 (昭和27年法律第229号) 第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他